

## 協力業者契約誓約と安全関係提出書類

株式会社 静岡西部建設 殿

年 4月 21日

工 事 業 者 名

代 表 者 名

住 所

建設許可番号

労災保険許可番号

社会保険事業主番号

(後日、納入通知書を提出)

雇用保険労働保険番号

(後日、納入通知書を提出)

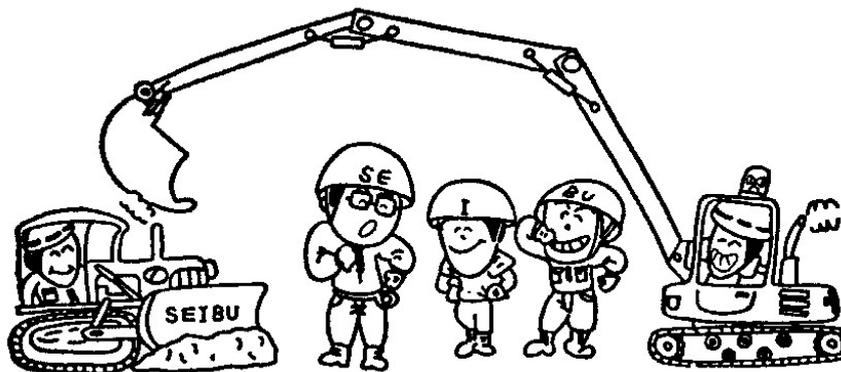
厚生年金加入番号

経営者特別加入

労 災 保 険 番 号

(株)静岡西部建設との工事トラブル防止と事故防止及び被災者救済のために各契約書、誓約書、その他の書類に捺印して提出する。

社 長	副社長	部 長	工事長	担当者



**協力業者契約誓約と安全関係提出書類  
チェック表**

用 紙	工事発注形態	請負		労務		車輛		重機	
1	安全作業誓約書 1・2	◎		◎		◎		◎	
2	工事契約要領 1・2	◎		◎		◎		◎	
3	労務工事単価契約書	×		◎		△		△	
4	工事車輛単価契約書	×		△		◎		△	
5	重機工事単価契約書	×		△		△		◎	
6	通勤車輛許可願（保険期間要確認）	◎		◎		◎		◎	
7	通勤・工事車輛安全運転と災害対応誓約書	◎		◎		◎		◎	
8	静岡西部建設安全衛生委員会規則 1・2	◎		◎		◎		◎	
9	作業員名簿（全建）	◎		◎		◎		◎	
10	健康診断結果一覧表・告知書	◎		◎		◎		◎	
11	健康保険証写し	◎		◎		◎		◎	
12	各種免許証等写し	◎		◎		◎		◎	
13	年少者及び高齢者就労許可証	◎		◎		◎		◎	
14	高齢者 60 才以上健康診断書	◎		◎		◎		◎	
15	車検証・自賠責保険・任意保険証券写し	◎		◎		◎		◎	
16	建設業許可・労災保険等写し	◎		◎		◎		◎	
17	雇用保険・社会保険支払い通知書の写し	◎		◎		◎		◎	
18	特別労災保険の写し（加入の場合）	◎		◎		◎		◎	
19	健康保険・厚生年金の写し 加入通知書・支払通知書（領収済額通知書）	◎		◎		◎		◎	
20	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・支払通知書（領収済額通知書）写し	◎		◎		◎		◎	
21	一人親方労災保険特別加入者証写し	×		◎		×		×	

◎ 必ず添付    △ 必要に応じ添付    × 添付なし

※各種提出書類の金額や番号は（個人情報の観点から）塗りつぶして提出していただいて  
構いません。

**※ 提出の際には、空欄にチェックをつけながら確認していただき、チェック表  
と提出書類と一緒に、各担当者または本社までお送り下さい**

## 安全作業誓約書

㈱静岡西部建設の作業場では特に次のことを理解し、守り、作業するよう誓います。

株式会社 静岡西部建設 殿

年 4月 21日

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

### 1. 法律

- イ. 労働基準法を守り雇用契約はもちろん就業規則をそなえ労働保険・労災保険にも加入します。
- ロ. 労働安全衛生法を守り作業するのはもちろん、雇用責任者として労働者に教育をすること。
- ハ. 作業中はもちろん通勤途上の事故のないよう、道路交通法を守り安全運転に徹し、不幸にして事故発生ときは被害者に責任を持って対処し、㈱静岡西部建設には一切の迷惑をかけません。
- ニ. 使用者は常に自分の会社の従業員はもちろん第三者に対しても災害の発生しないような措置を講ずるために従業員教育と設備の保全をすると共にそれらを守ること。
- ホ. 作業及び資材納入において自己またはその使用人、親会社、子会社が暴力団、暴力団員、暴力団関係業者またはその関係者その他反社会的勢力に該当しないことを誓約する。この規定に違反した場合は、静岡西部建設は本契約を無条件で解除することができる。

### 2. 作業所規則について

- イ. 免許、技能講習、特別教育の修了者でなければ従事できない作業は、資格者証を示し、承諾を受けること
- ロ. 危険物または有害物の取扱作業、足場の組立解体作業等の、作業主任者の指示がなければならぬ作業は、作業主任者の指示に従うこと。

### 3. 保護具と点検について

- イ. 保安帽・命綱・手袋・防塵マスク・防護メガネ・電気絶縁防具・安全靴・安全ベスト等を作業によっては、必ず使用すること。
- ロ. 機械や車輛の作業から離れる際にはエンジンを停止し、キーを取り外し、車止めをし、安全を確認して離れること。
- ハ. 機械や工具設備または落下防止装置等の安全装置をみだりに取り外してはならない。取り外しや異常を確認したら責任者に連絡をして、修正後作業すること。
- ニ. 機械の修理・点検は、機械が突然動き出すことのないよう安全装置を確認してから作業をすること。
- ホ. 機械装置は、法令で決められた点検が終了したもの以外は使用をしないこと。
- ヘ. 業務前の点検（地山の亀裂・浮石・山留め関係・足場・型枠等）をして、安全を確認した後、作業をすること。
- ト. 重機・工具・車輛等は決められた用途以外には使用を禁止する。

4. 作業内容について

- イ. 作業の内容は納得いくまで作業主任者から説明を受け、作業内容や安全作業を理解してから作業をすること。
- ニ. その作業から発生しやすい災害事例を説明して、安全作業を行うこと。
- ハ. 作業内容が変更したときは、作業開始前または朝礼時に指導をうけること。

5. 健康診断について

- イ. 年一回以上の健康診断を受けさせてその記録を保管すること。
- ロ. 常に自分や従業員の健康に注意し、年齢・技術・体力・健康状態を把握して作業すること。
- ハ. 健康に留意し、身体の不調の変化があるときは作業を中止して休息をするか、作業長に連絡をとること。

6. 整理整頓について

- イ. 職場は常に整理整頓を心がけ、その日に使用した工具・器具・材料は指定の場所に片付けると共に通路には物を置かないこと。
- ロ. 環境や身体服装を清潔に保ち、正しい姿勢で作業すること。

7. 応急処置について

- イ. 作業中、不幸にして災害が発生した場合、直ちに付近の人を呼び救急処置をして速やかに関係者に連絡すること
- ロ. 危険な状態または危険な箇所を発見したときは速やかに責任者に報告すること。

8. 合図・標識について

- イ. 共同作業は決められた合図と連絡方法に従い、誘導者が行う合図は必ず守ること。
- ロ. 機械の作業範囲内や立入禁止区域内に入るときは、誘導者の指示に従うことはもちろん、誘導者が不在の場所でも合図の確認や安全の確認をすること。

9. 禁止行為について

- イ. 安全標識・注意標識・制限標識・禁止標識等を守り、安全な状態で作業すること。
- ロ. 他の作業員または第三者に危険が及ぶ恐れがある物の投下や安全装置の破壊等の行動は絶対行わないこと。

10. 交通ルールまたは労働安全衛生法と事故処理のこと

- イ. 作業中はもちろん通勤途上でも交通ルールを守り安全運転をすること。
- ロ. 作業車両はもちろん通勤車両であっても自賠責や対人・対物等の任意損害保険に加入し、また不幸にして事故の発生があっても、これらを被害者への十分な救済に当てると共に、任意損害未加入保険車両は栃静岡西部建設の作業場では使用しないことを誓います。
- ハ. 労災保険や労災保険の上乗せ保険に加入して被災者の救済が充分出来るようにいたします。(経営者は経営者特別加入の労災保険に加入します。) 未加入者については作業場に立ち入り禁止措置をとります。
- ニ. 交通ルールや労働安全衛生法を守り、交通違反または労働安全衛生法その他の行政罰と罰金等は違反者が全面的に責任を持ちます。

## 工事契約要領

株式会社 静岡西部建設 殿 (甲)

年 4 月 21 日

(乙) 住 所

会 社 名

代表者名

印

1. 施工工事について(株)静岡西部建設(以下甲という)と仕入先または工事人(以下乙という)は、各々対等な立場における合意に基づき、条項により契約を締結し誠実にこれを履行する。なお工事仕入内容と金額はそれぞれの工事ごとに契約する。
2. 乙は注文書ならびに契約要項と図面・仕様書・その他の方法に基づいて工事を施工する。
3. 甲および乙は、工事の施工に当たり建築業法・その他工事の施工・労働者の使用等に関する法令や道路交通法、これらの関係法令に基づく監督官庁の指導を厳守する。
4. この要項の各条項に基づく協議・通知・指示・請求等は原則として書面により行う。
5. 甲または乙はあらかじめ相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により発生する権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させることは出来ない。
6. 乙は工事着手前に作業員名簿その他の甲が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項について、甲に提出することとする。
7. 甲は乙から設計変更、工事着手前の延期または工事の全部もしくは、一部の中止のあった場合における工事の変更、請負代金の額の変更または損害の負担に関しては、建設工事下請契約約款(中央建設業審議会勧告の建設工事下請契約約款を言う)に準じ、甲乙協議するものとする。この場合における請負代金の変更は、原則として契約単価によって行う。
8. 工期内に賃金または物価の変動による請負代金が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは甲乙協議して請負代金を変更する。
9. 工事変更について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものおよび工事の施工に伴い通常避けることの出来ない事由により生じたものはこの限りではない。
10. 天災その他不可抗力によって、工事の出来高部分、現場の仮設部分、現場に搬入済みの工事材料または建設機械器具(いずれも確認済みのもの)に損害を生じたときは、乙が管理責任を怠ったことに基づき生じたときは、その部分を除き甲がこれを負担する。損害額の算定については、建設工事標準契約下請約款による。
11. 乙は工事が完了したときはその趣旨を甲に通知する。甲はこの通知を受けたときから10日以内に乙の立会いの上に工事の完成を確認するための検査を行う。ただし工事全体の完成に基づき、お客様に引き渡し時に今一度全体の検査を行い引渡しをうけて完成とする。
12. 工事目的物に瑕疵があり、その瑕疵が乙の責により生じたものであるときは、甲は乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修正を請求し、または補修に代えもしくは補修と共に損害の賠償(工事目的物の範囲に限る)を請求することが出来る。ただし、その補修または損害賠償を請求することができる期間は、甲と甲に対する注文者との瑕疵担保期間とする。
13. 甲または乙は相手方の履行の遅滞、その他債務の不履行の場合においては標記の遅延利息を請求することが出来る。違約金その他の損害金については甲乙協議して決める。
14. 産業廃棄物の運搬処理及び残土処理については関係法令に従い適正な処理を行い、不当投棄を行わないのはもちろん、処理場との契約書等の写しを提出する。運搬中もしくは処理場でのトラブルや損害は乙の責任で処理する。

15. 乙が賃金の支払を遅延しまたはその恐れがあると甲が判断したときは、甲は事前調査の上その趣旨を通知して乙の承諾にかかわらず乙の請求金額の中から直接労働者に未払い賃金を支払うことが出来る。
16. 乙の責任で生じた損害が甲に及んだときまたは工事立替金、損害賠償金、その他乙に対する金銭債権を生じたときは、その弁済期の到来を待たずに乙の請求金額と相殺、もしくは乙に損害賠償金を請求できる。
17. 経営者もしくは使用者は経営者特別労災に加入したもの、また労働者にあつては労働基準法や安全衛生法その他の関係法令に適応したものでない限り作業内に立ち入り禁止措置を講ずること。
18. 工事車両または通勤車両には対人（無制限）・対物（無制限）、車両その他に相応の任意損害保険に加入の車両以外は作業場に立ち入り禁止措置を講ずると共に、災害発生の損害賠償は乙の責任で解決する。
19. 作業中、乙もしくは乙の使用人の責任で工作物・建築物・その他車両等また第三者を含む人に対する障害（損害）等、発生せしめたときは乙の責任で損害賠償など解決すること。
20. この要項の各条項において甲乙協議して定めるものにつき狭義が整わない場合その他この契約に関して甲乙間の紛争が生じた場合は、甲乙または当事者双方の合意により選定した第三者または建築業法による建設紛争審査会の斡旋または調停により解決を図る。
21. この要項に定めのない事項については、建設工事標準下請約款に準じ、甲乙協議の上、解決する。
22. この契約要項については、甲と乙の契約・誓約書すべてに適用する。

## 労務工事単価契約書（工事部用）

株式会社静岡西部建設を甲とし、工事人（請負会社）を乙として、次のとおり工事契約書を締結する。但し労働保険等の未加入社や各法的無許可社とは契約しない。

年 4 月 21 日

請負人 住 所

会 社 名

代表者名

⑩

第1条 乙は、甲の事業に関する工事において、通常請負工事で契約するには困難な仕事、または変更追加工事等小口工事を1日の工事単価をあらかじめ決めて出来高契約するものである。

第2条 前条の契約期間及び勤務時間は次のとおりとする。

1. 契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日

- (1) なお契約期間については、甲及び乙の事情により1ヶ月前の申出により協議の上これを変更することができる。
- (2) 解約期間の最終日限は、終了時までとする。

2. 勤務時間

1日の労働時間 8時00分 ~ 17時00分

休 憩 12時00分 ~ 13時00分

- (1) 勤務時間の終始は、事業の状況に応じて甲の指定に従うものとする。
- (2) 工事単価積算労務賃金の基本料金（労働基準法第7条）は1日につき下表のとおりとする。

保険加入状況	作業形態	単 価
社会保険・一人親方加入者	重機オペレーター	
社会保険・一人親方加入者	作業員	
未加入者	重機オペレーター	
未加入者	作業員	

### 一人親方加入者・条件

※ 一人親方等、特別加入者であり国民健康保険に加入している者

第3条 甲より乙に支払う工事単価は、次により出来高計算する。

1	掘削（手掘り）	2,000 円/m <sup>3</sup>	7	草刈	300 円/m <sup>3</sup>
2	床付・整地	150 円/m <sup>3</sup>	8	仮囲手元	800 円/m <sup>3</sup>
3	コン打ち（ポンプ）	600 円/m <sup>3</sup>	9	片付け	250 円/m <sup>3</sup>
4	コン打ち（ネコ）	1,500 円/m <sup>3</sup>	10	水替え	50 円/m <sup>3</sup>
5	コンクリート土止め	3,000 円/m <sup>2</sup>	11	仮設手元	250 円/m <sup>3</sup>
6	簡易土止め	500 円/m <sup>2</sup>	12	砕石敷き	1,000 円/m <sup>3</sup>

- (2) 支払方法は毎月20日で締め切って計算し、翌月25日に現金にて支払う。
- (3) 銀行振込の時の振込手数料は乙の負担とする。

第4条 毎月の出来高支払金額より安全協議会費を相殺することが出来る。

第5条 本契約は、別紙「工事契約要領」と「安全作業誓約書」をもって契約するも、それぞれの項目ごとに各法律が優先する。

## 工事車輛単価契約書

株式会社静岡西部建設を甲とし、工事人（請負会社）を乙として、次のとおり工事契約書を締結する。ただし労働保険、任意・自賠責保険等の未加入社や各法的無許可社とは契約しない。

年 4月 21日

請負人 住 所

会 社 名

代表者名

⑩

第1条 乙は、甲の事業に関する工事において、通常請け負い工事で契約するには困難な工事または変更追加工事等小口工事を1日の工事単価をあらかじめ決めて出来高契約するものである。ただし8時間以上であっても、時間外手当はないものとする。

第2条 前条の契約期間及び勤務時間は次のとおりとする。

1. 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- (1) なお契約期間については、甲及び乙の事情により1ヶ月前の申出により協議の上これを変更することが出来る。
- (2) 解約期間の最終日限は、終了時までとする。

2. 勤務時間

1日の労働時間 8時00分 ～ 17時00分

休 憩 12時00分 ～ 13時00分

- (1) 勤務時間の終始は事業の状況に応じて甲の指定に従うものとする。

第3条 甲より乙に支払う車輛借入単価は、次により出来高計算する。

2トン車	円/日	10トン車	円/日
4トン車	円/日		円/日
8トン車	円/日		円/日

(2) 支払方法

毎月20日で締め切って計算し、翌月25日に現金にて支払う。

- (3) 銀行振込の時の振込手数料は乙の負担とする。

第4条 毎月の出来高支払金額より安全協議会費を相殺することが出来る。

第5条 本契約は別紙「工事契約要領」と「安全作業誓約書」をもって契約するも、それぞれの項目ごとに各法律が優先する。

## 重機工事単価契約書

株式会社静岡西部建設を甲とし、工事人（請負会社）を乙として、次のとおり工事契約書を締結する。但し労働保険等の未加入社や各法的無許可社とは契約しない。

年 4月 21日

請負人 住 所

会 社 名

代表者名

⑨

第1条 乙は、甲の事業に関する工事において、通常請負工事で契約するには困難な仕事、または変更追加工事等小口工事を1日の工事単価をあらかじめ決めて出来高契約するものである。

第2条 前条の契約期間及び勤務時間は次のとおりとする。

1. 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(1) なお契約期間については、甲及び乙の事情により1ヶ月前の申出により協議の上これを変更することができる。

(2) 契約期間の最終日限は、終了時までとする。

2. 勤務時間

1日の労働時間 8時00分 ～ 17時00分

休 憩 12時00分 ～ 13時00分

勤務時間の終始は、事業の状況に応じて甲の指定に従うものとする。

第3条 甲より乙に支払う工事単価は、次により出来高計算する。

0.1m <sup>3</sup> 以下	円/日	0.5m <sup>3</sup> 以下	円/日
0.2m <sup>3</sup> 以下	円/日	0.7m <sup>3</sup> 以下	円/日
0.3m <sup>3</sup> 以下	円/日	1.0m <sup>3</sup> 以下	円/日
0.4m <sup>3</sup> 以下	円/日	1.0m <sup>3</sup> 以上	円/日

(2) 支払方法は毎月20日で締め切って計算し、翌月25日に現金にて支払う。

(3) 1日に達しない時は8分の1の単価で精算する。

第4条 銀行振込手数料は乙の負担とする。また毎月の出来高支払金額より安全協議会費を相殺することが出来る。

第5条 本契約は、別紙「工事契約要領」と「安全作業誓約書」をもって契約するも、それぞれの項目ごとに各法律が優先する。

通勤車両許可願

協力業者名

代表者名

車両所有車名

㊞

下記により貴現場への車両乗り入れについて許可されるようお願いいたします。

運 転 責 任 者	現住所			
	氏名		生年月日	
	免許取得年月日	年 月 日	1種 免許種類 2種	大型・けん引・普通・ 大型・けん引・普通・
車 両	車種	貨物：大型・普通 バス：大型・マイクロ 乗用車 軽四輪 その他（ ）		
	車名		年式	年製
	車両番号			
車検有効期限		年 月 日 ~	年 月 日	
乗入期間		年 月 日 ~	年 月 日	
自賠責保険	加入会社名		期間	年 月 日
	保険証券 No			
任意保険	加入会社名		期間	年 月 日
	保険証券 No		保 險 金 額	対 人 対 物 免責金額 搭 乗 者 車 両
許可・不許可の区別及び不許可の理由				
(株)静岡西部建設安全協議会 会長				

# 通勤・工事車輛安全運転と災害対応誓約書

## 第1条 目的

この規則は円滑な業務遂行と車輛の管理責任及び運転者責任を明らかにして安全運転することが出来るために取り扱いを定めたものである。

## 第2条 対象自動車

甲が業務とする作業場に入出入りする通勤・工事車輛全般。  
記載内容に変更が生じた時はその都度許可の更新をすること。

## 第3条 会社の義務

1. 運転者に対する安全運転の教育をしなければならない。(作業場で行う朝礼時も含む)

## 第4条 車輛所有者・使用人・運転者の義務

1. 運転管理者は車輛の整備点検、清掃を常に心掛けなければならない。
2. 車検切れ・保険切れ・整備不良の車輛を運転してはならない。これらを知ったときは改善するまで使用してはならない。
3. 常に安全運転に心がけ、細心の注意をし、交通違反行為をしてはならない。(特に、飲酒運転、一旦停止、信号無視、右左折注意、車間距離、重量制限、スピード制限、等は嚴重に注意すること)
4. 車輛の改造車を使用してはならない。
5. 届け出車輛以外の車輛を会社の業務に使用してはならない。
6. 通常車輛を管理している運転者以外のものに運転、又は車輛を貸与または、業務以外の人を同乗させてはならない。

## 第5条 事故処理と責任

1. 事故の発生時は被害者を救助し、直ちに会社に報告しなければならない。
2. 事故を起こした時は、運転者又は運転管理者が一切の責任を負うものとする。
3. 通常の運転者及び車輛管理者が運転を代行させ又は、車輛を他人に貸与または、業務以外のものを同乗させ事故を起こしても、同乗者を含む損害賠償は運転者及び車輛管理者が一切の責任を負うものとする。
4. 交通違反については、理由の如何を問わず甲は一切の責任を負わない、

## 第6条 損害賠償

1. 運転者(管理者)が事故を引き起こした事により会社に損害を与え、その損害が甲に発生したときは、甲は使用人または運転者(管理者)とその保証人に損害賠償を請求することができる。
2. 工事車輛又は通勤車輛には、対人(無制限)・対物(無制限)車輛その他に相応の任意損害保険に加入の車輛以外は作業場に立ち入り禁止措置を講ずると共に、災害発生の損害賠償は乙の責任で解決する。

年 4月 21日

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

## 工事契約書

株式会社 静岡西部建設 展受

年 4月 21日

貴社発注に係る工事を施工するに当たり、労働安全管理に関し、労働基準法・労働安全衛生法・その他関係法令を守り、これに基づいて定められた貴社の諸規則、職員の指導に従い、尚かつ従業員に周知徹底させ事故防止の万全を期するとともに、特に下記事項の履守する事を約束する。

### (労働安全)

1. 労働関係書類は、貴社が必要とする場合いつでも提示提出すると共に、安全衛生責任者並びに、その工事に従事する者から法令で定める作業主を選任し、その氏名を貴社に提出する。
2. 作業場における共同作業での合図、安全標識等を確認し安全に努める。
3. 法令に基づき必要な有資格者は、貴社に届出をし、資格等を必要とする作業については、必ず有資格者を配置実施させる。
4. 雇入れ時・新規入社時・作業内容変更時には教育を必ず行い、作業開始前には、必ずミーティング等を行い積極的に労災防止に協力する。
5. 持ち込みの機械器具等は、安全上法令で定められているものを使用し、常に点検整備し、その結果を記録保存する。
6. 作業内容により年齢・技術・経験等を配慮し作業させる。
7. 次のような従業員は就業させない。
  - イ. 指示命令に従わず、勝手な行動をとる者。
  - ロ. 保護具の着用を忌避し、又は安全上の指示に従わない者
  - ハ. 酒気を帯びた者、もしくは風紀を乱し、または他人の迷惑を及ぼす恐れのある者。
  - ニ. 心身に欠陥があり、作業に従事することが不相当と思われる者。
  - ホ. 不法滞在者。
8. 当社は、災害保険に加入することはもちろんですが、その他の障害保険にも加入し、貴社に対し政府労災保険以外の障害等の保障は請求致しません。
9. 貴社の得意先が認めない災害について、政府労災を請求しないと共に、当社が一切の責任を負います。

### (製造・構造物の権利・義務)

1. 権利・義務の譲渡及び一括下請け、一括委任の禁止、書面による承諾を得なければ契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させる事はしない。
2. 所有権の帰属工事の目的物及び現場、もしくは貴社の指定する場所に搬入した材料の所有権は、工事の進捗に従いその都度貴社に帰属する。
3. 工事完成引渡し前に、工事目的物又は工事材料について当社の責任で生じた損害は請求致しません。
4. 工事の施工について当社の使用人が、第三者に損害（交通事故含む）を及ぼした時、もしくは第三者との間に紛争を生じた時は自己の責任で負担解決する。
5. 検査及び引き渡し  
検査を受け、また工事目的物の引き渡しが出来ない時は、期間内に補修又は改造の処置をし、出来ない時は貴社が代ってこれを行い、その費用を当社の請求金額から差し引く事ができる。

(工事請負・労務賃金)

1. 当社が賃金の支払いを遅延し、または恐れのある時と貴社が判断した時は、事情調査の上、当社に通知し、請求金額から直接労働者に未払賃金を支払う事ができる。
2. 立替金、前払金と工事支払金との相殺  
立替金・前払金・損害賠償金その他当社に対する金銭債権を生じた時は、その弁済期の到来を待たずに当社の請求金額と相殺する事が出来る。
3. 契約解除  
当社が次の各号の一つに該当した時は、直ちに本契約を解除出来る。
  - イ. 当社が本契約に違反したとき。
  - ロ. 当社が期日までに完納、完成の見込みがないと、貴社が認めた時。
  - ハ. 当社が支払い遅延・停止した時など自己の信用を失墜する行為があったと貴社が認めたとき。
4. 工事請負契約は別途契約する。

(暴力団介入の防止)

1. 施工者または資材納入業者は自己またはその使用人、親会社、子会社が暴力団員、暴力団関係業者またはその他反社会的勢力に該当しないことを誓約する。
  2. 施工者または資材納入業者が前項の内容に該当するか調査を要すると判断した時は、その調査に協力し、会社が求める資料を提出しなければならない。
  3. 前項1, 2に該当することが判明した場合または違反した場合は本契約を無条件で解約することができる。
  4. 施工業者または資材納入業者はこの契約の全部または一部を暴力団員、暴力団関係業者に委任または請負わせてはならない。
- \* 万一当社が、これらに違反したとき、又は責任あるときには当方において一切の責任を負い、貴社に対して迷惑をかけません。

年 4月 21日

住 所

会 社 名

代表者名

印

# (株) 静岡西部建設安全衛生協議会規則

## 第1条 (目的)

(株) 静岡西部建設(以下会社)の労働災害防止と作業効率の向上、及び、健康管理と福利厚生をはかる目的を持って、この規則により安全衛生協議会を儲ける。

## 第2条 (委員会の構成)

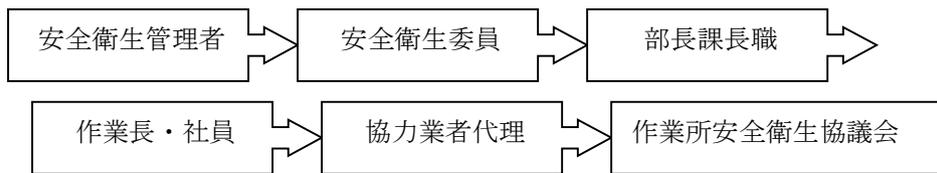
安全衛生管理委員会は、次の安全衛生委員会をもって構成する。

委員長は会社の安全衛生管理者が兼業する。

### ① 安全衛生委員会

委員長	1名
副委員長	1名
委員	3名
監事	1名

### ② 組織図



## 第3条 (委員の任命)

1. 委員及び監事は会社が指名する。
2. 委員長、副委員長及び監事は委員の中より互選する。

## 第4条 (委員会の総括)

委員会は委員長がこれを総括する。委員長不在の時は副委員長が代行する。

## 第5条 (委員の任期)

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

## 第6条 (事業)

- (1) 安全衛生に関する規則の作成に関する事項。
- (2) 災害防止対策に関する事項。
- (3) 災害原因の分析研究と今後の対策。
- (4) 行政及び元請が行う安全衛生教育及び安全会議に対して参加。
- (5) 安全衛生と災害防止に関する教育及び指導。
- (6) 会社が行う工事作業所のパトロール及び指導。
- (7) 先進現場・作業所その他、視察研修。
- (8) 作業所の作業内容の調整、職種間の調整、安全会議の招集。
- (9) 上乗せ労災保険及び傷害保険等の加入。
- (10) 会員の為の福利厚生事業。
- (11) 安全衛生・労働災害に特に功績あった作業場、会社、個人に対しての表彰。
- (12) その他安全衛生及び福利厚生に必要な事業。

#### 第7条 (会議)

安全衛生委員会は、必要に応じ委員長がこれを召集する。

#### 第8条 (会費及び徴収方法)

会費は会社の仕事をおこなうもので、しかも、支払いある者に限って徴収する。

1. 会費 外注・資材を主とするもの 当月の支払い高 (5万円以上) の 2/1000  
労務を主体とするもの 当月の支払い高 (5万円以上) の 3/1000
2. 徴収方法 会社が当月の工事支払い高の中より差し引き協議会の中に入金する。

#### 第9条 (事務局)

事務局は会社の中に置く。

#### 第10条 (決算処理)

予算決算報告は委員会の 3 分の 2 以上の賛成を持って成立し、会員の報告要請あるときはこれに応じる。

毎年 4 月 20 日をもって決算処理し、残金を会社の会計処理の中に入れ、翌年度、会社より同額を受け取り協議会の会計の中に入れる。

この規則は一部改正の後 平成 19 年 4 月 21 日より実施する

# 作業員名簿

事業所の名称  
・現場ID

( 年 月 日 作成)

元請確認欄

年 月 日 受領

所 長 名 \_\_\_\_\_ 殿

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

( 次)会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

[ 建退共加入の有無 有・無 ]

[ 建退共加入の有無 有・無 ]

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職 種	※	雇入年月日 経験年数	生年月日 年 齢	現 住 所 続柄と名称 家族連絡先 (TEL)	最 近 の 健康診断日 血 圧	特 殊 健康診断日 血 液 型	健康保険		教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入 場 年 月 日 受 入 教 育 実 施 年 月 日	建退共 手帳所有 中退共 手帳所有
									年金保険	雇用保険	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許		
1				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
2				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
3				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
4				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
5				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
6				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
7				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
8				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
9				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	
10				年	歳		~	年 月 日						年 月 日	

- (注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。  
 現…現場代理人 主…作業主任者(正副2名選任すること) 女…女子作業員  
 技…主任技術者 職…職長 安…安全衛生責任者 未…18歳未満の男子作業員  
 2. 作業員名簿に記載される作業員は、当該工事に従事する見込の者を必要最小限報告し、追加の都度この様式で提出する。  
 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。  
 4. 各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。  
 5. 資格・免許等の写しを添付することになるが、その場で本証とチェック出来れば不要。

- [社会保険記入要領]  
 1. 健康保険 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4ケタ(番号が4桁以下の場合は、当該番号)を記載。  
 上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。  
 2. 年金保険 左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。 各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。  
 3. 雇用保険 右欄に被保険者番号の下4ケタを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)  
 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。



# 健康診断結果一覧

会社名

株式会社 静岡西部建設

(一次会社名

)

	氏名	年齢	健診受診日 (年・月・日)	医師の所見	フォロー状況 (60才以上は必ず記入)	事業主の 評価 (注2)	作業制限 (注3)	事業主 確認欄
1				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
2				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
3				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
4				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
5				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
6				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
7				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
8				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
9				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
10				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				

2022. 4. 21

(注1) 定期健康診断の診断項目は下記の11項目である(安衛則第44条 雇入時も同様(則第43.条))。

- ①既往症・業務歴の調査 ②自覚症状・他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・視力・聴力検査 ④胸部エックス線  
⑤血圧測定 ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数) ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査

(注2) 配置上の制限がない場合は「A」、炎天下作業、高所作業、ピット内作業などに配置できない場合は「B」と記入する。

(注3) 「評価B」の場合、配置できない作業を記入(例：高所作業不可)する。

一次協力会社は、各人の「医師の所見、事業主の評価、作業制限」欄をチェックし、全員の確認欄にサイン又は押印する。

記入漏れが無いかももう一度確認

# 健康診断結果一覧

会社名

株式会社 静岡西部建設

(一次会社名

)

	氏名	年齢	健診受診日 (年・月・日)	医師の所見	フォロー状況 (60才以上は必ず記入)	事業主の 評価 (注2)	作業制限 (注3)	事業主 確認欄
1				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
2				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
3				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
4				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
5				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
6				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
7				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
8				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
9				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
10				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				

2022. 4. 21

(注1) 定期健康診断の診断項目は下記の11項目である(安衛則第44条 雇入時も同様(則第43.条))。

- ①既往症・業務歴の調査 ②自覚症状・他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・視力・聴力検査 ④胸部エックス線  
⑤血圧測定 ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数) ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査

(注2) 配置上の制限がない場合は「A」、炎天下作業、高所作業、ピット内作業などに配置できない場合は「B」と記入する。

(注3) 「評価B」の場合、配置できない作業を記入(例：高所作業不可)する。

一次協力会社は、各人の「医師の所見、事業主の評価、作業制限」欄をチェックし、全員の確認欄にサイン又は押印する。

記入漏れが無いかももう一度確認

## 健康に関する告知書

貴社の係る建設現場へ入場するにあたり、過去の病歴ならびに現在の健康状態を下記のとおり告知いたします。

なお、貴社が建設現場入場に際して、この告知書により健康状態をチェックされることに  
関し、何ら異議申し立てを行なわないこと、および万一就労後に事実と異なる虚偽の記載  
が判明した場合は、再入場を拒否されても異議申し立てを行なわないことを誓約し、その  
虚偽記載に起因する労災事故があった場合は貴社に一切の責任がないことを了承します。

### 言 己

- (1) 今日までの主な既往症を記載して下さい。.....
- (2) 現在、医師の療養を受けていますか？                    はい・いいえ  
受けている場合    その病名及び症状  
高血圧   糖尿病   不整脈   狭心症   腰痛   難聴   ムチウチ症  
その他.....
- (3) 過去、1年間で通院した病名は？.....
- (4) 過去、定期健診等で異常を指摘されたことは？                    ない・ある  
ある場合は、その理由と結果は？.....
- (5) 過去、うつ病などの精神的な病気にかかったことは？                    ない・ある  
ある場合は、その時期と現在の状況は？.....
- (6) 腰痛・強度の肩こり・腱鞘炎等の症状は？                    ない・ある  
ある場合は、どんなことですか？.....
- (7) 最近、健康面で気にかかることは？                    ない・ある  
ある場合は、どんなことですか？.....

私の健康状態は、上記のとおり相違ありません。

年            月            日

株式会社 静岡西部建設  
代表取締役 梅原義隆 殿

雇用主住所：

本人住所：

〃 会社名：

〃 氏名：

⑩

〃 代表者：

※本人欄は自署押印にてお願いします。

(付記) この健康に関する告知書は、建設現場入場の参考資料とする以外は、他に流用いたしません。

年 月 日

## 年少者及び高齢者就労許可願

株式会社 静岡西部建設 作業所長 殿

施工業者名 \_\_\_\_\_ 印

### 1. 年少者就労許可願

下記の者、満18歳未満につき別添書類（年齢証明書及び年少者使用同意書）を、検討の上就労ご許可願います。

氏名	生年月日	現住所	緊急時連絡先

### 2. 高齢者就労許可願（今年度60才以上になる方すべて）

下記の者、健康診断書（写し）、年齢証明書、保険証等を添付のうえ報告致します。

本人の技術並びに健康状態等面談ご確認のうえ就労ご許可願います。

氏名	生年月日	現住所	有資格種類

株式会社 静岡西部建設



# 年少者就労届及び承諾書

令和 年 月 日

住 所  
会社名 印  
代表者

貴社の工事を施工するにあたり下記の者は年少者（18才未満）ですが  
当社の責任において就労させますのでご報告いたします。

また、労働基準法ならびに年少者労働基準規則に則り「年少者の就業制限業務」  
には就労させません。

記

就業者  
名 前 印  
生年月日

親権者  
住 所  
名 前 印  
緊急連絡先

- ※ 次の書類の写しを添付します
1. 年齢証明書（保険証など）